Ｑ１　広島県の入札参加資格は、測量・コンサルタントでは要件を満たさないのですか。

Ａ１　本補助金では、補助金の交付申請時において、広島県建設工事等入札参加資格を有すること、を補助金の申請者の要件の１つとして定めています。

したがって、測量・コンサルタントの入札参加資格を有しているものの、建設工事等の入札参加資格を有していない場合は、本補助金の要件は満たさないことなります。

（「スマート建設推進事業費補助金」募集要領第３（２））

Ｑ２　中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）（以下、「国補助金」という。）の申請が令和８年 10 月 19 日よりも前であった場合は、本補助金の対象になりますか。

Ａ２　本補助金は、令和８年 10 月 19 日（月）から令和９年３月 31 日（水）までの間に国補助金の交付申請を行っており、かつその後、当該申請について交付決定を受けていることを要件の１つにしています。

したがって、国補助金の交付申請が令和８年 10 月 19 日（月）よりも前であった場合は、本補助金の要件を満たさないことになります。

（「スマート建設推進事業費補助金」募集要領第４（１））

Ｑ３　過去に国補助金の交付を受けたことがある者が、再度、国補助金の交付決定を受けることができた場合は、県の補助金についても交付申請することができますか。

Ａ３　本補助金では、過去の国補助金受領の有無は要件に定めていません。過去に国補助金を受領していたか否かに関わらず、令和８年 10 月 19 日（月）以降に国補助金の交付申請を行い、交付決定を受けているのであれば、当該要件は満たすことになります。

（「スマート建設推進事業費補助金」募集要領第４（１））

Ｑ４　機器の購入契約は、県の補助金の交付決定後でないといけないのですか。

Ａ４　お見込みのとおりです。本補助金では、補助金の交付決定日以後に着手する事業であること、を補助対象事業の要件の１つとして定めています。

したがって、機器の購入は県の補助金の交付決定日以後でなければ、補助対象事業として認められません。

（「スマート建設推進事業費補助金」募集要領第４（２））

Ｑ５　県の補助金の交付決定前に、機器購入のための準備をしておくことは可能ですか。

Ａ５　機器購入に向けた、機器販売事業者への相談や参考見積書の徴取、在庫や納期の目安の確認など、機器購入のための準備を行うことは問題ありません。

一方で、機器の購入契約については、県の補助金の交付決定日以後でなければ、補助対象事業として認めらない点に留意してください。

（「スマート建設推進事業費補助金」募集要領第４（２）ほか）

Ｑ６　測量機器でないと対象にはならないのですか。

Ａ６　本補助金では、補助金対象経費として、国補助金の製品カタログにおいて、測量機器の区分に該当することを要件としていますので、測量機器以外の機器は補助金対象経費としては認められません。

（「スマート建設推進事業費補助金」募集要領第５（１））

Ｑ７　同じ機器を複数購入する場合、複数機器がすべて対象経費にしてよいのですか。

Ａ７　本補助金では、対象経費として、機器の台数制限は要件に定めていませんので、同一機器を複数購入する場合も対象経費になります。

（「スマート建設推進事業費補助金」募集要領第５（１）ほか）

Ｑ８　補助金額の算定方法は、県の補助金単体で上限２５０万円と理解してよいですか。

Ａ８　お見込みのとおりです。本補助金の算定方法は、国の補助金額に関わらず、「補助金対象経費から国補助金を除いた額の２分の１かつ上限２５０万円」になります。

（「スマート建設推進事業費補助金」募集要領第５（４））

Ｑ９　「スマート建設推進事業費補助金交付申請書」の「３　事業実施予定期間」に記載すべき日付について具体的に教えてください。

Ａ９　事業着手予定年月日については、補助対象機器に係る契約、発注（注文）その他購入及びそれに伴う導入に係る確定的な行為を行った予定日を御記入ください。

事業完了予定年月日については、国補助金の補助事業実施期間を踏まえた額の確定通知の見込日を御記入ください。なお、当該日付は現時点での見込みで結構です。最終的な確定日は、実績報告において、「スマート建設推進事業費補助金実績報告書」の「２　事業完了年月日」に記載することになります。

（「スマート建設推進事業費補助金」募集要領第４（３）、（４）ほか）